

大和市コミュニティセンター設置条例逐条解説

(目的及び設置)

第1条 本市は、地域住民が、生活環境の向上のために自主的に活動し、及びクラブ活動等を通じて相互の交流を深め、連帯感にあふれた人間性豊かな地域社会を形成し、もって福祉の増進と文化の向上を図ることのできる場として、コミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置する。

【趣旨】

- ・ 本条は、市がコミュニティセンターを設置する目的を規定しています。

【解説】

- ・ 本条例における地域住民とは、原則として大和市自治基本条例第3条第1項第1号で定義される市民（市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。）のうち、おもに市内に居住する者を言います。
- ・ 本条例における地域社会とは、隣近所、自治会等地域団体、学区等によって形成される地域のまとまりのことを言います。

<関連規程>

- ・ 大和市自治基本条例第3条第1項第1号

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

【趣旨】

- ・ 本条は、センターの名称と位置を規定しています。

【解説】

- ・ 別表第1に、各センターの名称と所在地を記載しています。

(使用の範囲)

第3条 センターは、次に掲げる事項のために、地域住民が使用するものとする。

- (1) 学習、レクリエーション、クラブ活動及びスポーツ
- (2) 講習会、研究会、展示会その他各種集会
- (3) 児童の健全な育成に寄与する活動
- (4) その他地域住民の自主的な活動及び相互の交流活動
- (5) 市が行う社会教育活動

2 前項に定めるもののほか、国、市又は他の地方公共団体が実施する事業において市長が必要と認める場合は、センターを使用することができる。

【趣旨】

- ・ 本条は、センターを使用できる活動等の範囲を規定しています。

【解説】

<第1項関係>

- ・ 第1条（目的及び設置）で示しているとおり、市は地域住民の自主的な活動の場としてセンターを設置しており、第1項ではその活動の範囲を定めています。

<第2項関係>

- ・ 第1項の各号以外に、国や地方公共団体が実施する事業で、市長が必要と認める場合にはセンターを使用できることを定めています。選挙の投票所、災害発生時の特定避難所としての使用等が該当します。

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

【趣旨】

- ・ センターの管理は、指定管理者が行う旨を規定しています。

【解説】

- ・ 平成15年9月の改正地方自治法（以下「法」という。）の施行によって、公の施設の管理が従来の「管理委託制度」から「指定管理者制度」に改正されました。指定管理者制度に基づき施設を管理する者を「指定管理者」といいます。
- ・ 法第244条の2第3項において、指定管理者による管理（以下、「指定管理」という。）は条例に定めるところにより行うとされており、本条にて、センターを指定管理するこ

とを定めています。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の承認に関する業務
- (2) センターの施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (3) 地域の特色を生かした地域コミュニティの推進を図る業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

【趣旨】

- ・ 本条は、指定管理者が行う業務を規定しています。

【解説】

<第1号関係> 使用申請の受付、使用決定、使用料の確認等が該当します。

<第2号関係> 日常清掃、軽微な修繕、備品の管理等が該当します。

<第3号関係> 地域住民が参加できる事業の実施等が該当します。

<第4号関係> 第11条に規定する協定で定めます。

(指定管理者の候補者の選定)

第6条 市長は、指定管理者にセンターの管理を行わせようとするときは、センターの存する地域に居住する者で構成され地域住民の交流の促進を図ることを目的として設立された団体であって、次に掲げる選定の基準に照らしセンターの設置目的を最も効果的に達成できると認められるもの(以下「被選定団体」という。)を、指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) センターを使用する者に対し、平等な使用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) センターの効用を最大限発揮するものであること。
- (3) センターの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) センターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める基準

2 市長は、前項の規定による選定に当たり、被選定団体に対しセンターの管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を提出させなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、指定管理者の候補の選定の基本的な基準を規定しています。

【解説】

<第1項関係>

- ・ センターは設置以来、地域住民が管理することによってもっとも設置目的を効果的に達成できるという考えのもと、地域住民で組織された管理運営委員会が管理を行ってきました。現在は同委員会が指定管理者となり管理をしています。市長は、被選定団体が指定管理者の候補者としてふさわしいかを各号の基準に照らして判断します。

<第2項関係>

- ・ 市長が前号の判断をするにあたり、被選定団体に提出させる書類を規定しています。

(選定の結果の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について被選定団体に通知しなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、選定結果について被選定団体へ周知する旨を規定しています。

【解説】

- ・ 市長は、第6条第1項の規定による指定管理者の候補者の選定を行ったときは、速やかにその結果について被選定団体に対して通知しなければなりません。

(指定管理者の指定)

第8条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

【趣旨】

- ・ 本条は、指定管理者の指定について、議会の議決が必要となることを規定しています。

【解説】

- ・ 法第244条の2第6項において、指定管理者の指定にあたっては議決を経なければならないとされています。

(指定管理者の指定の告示)

第9条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、指定管理者を指定した場合、告示により周知することを規定しています。

【解説】

- ・ 指定管理者の指定をしたときに告示する項目を定めています。

(指定期間)

第10条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

【趣旨】

- ・ 本条は、指定管理者に行わせる指定期間を規定しています。

【解説】

- ・ 指定期間については、5年以内と定めています。当期の指定管理者は、引き続き次期の指定管理者の指定を受けることができます。

(協定の締結)

第11条 指定管理者は、市長とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 管理業務報告に関する事項
- (4) 管理費用に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (8) その他市長が別に定める事項

【趣旨】

- ・ 本条は、指定管理者にセンターの管理を行わせるため、協定書を取り交すこと、および協定書に記載すべき事項を規定しています。

【解説】

<第1項関係>

- ・ センターの指定管理に関して、市長と指定管理者は協定を取り交わすことを定めています。

<第2項関係>

- ・ 協定書に記載すべき事項を定めています。

(事業報告書の作成及び提出等)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、センターに関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) センターの管理業務の実施状況
- (2) センターの管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

【趣旨】

- ・ 本条は、指定管理業務の内容を管理・指導するため、指定管理者が事業報告書を作成することおよび提出する時期などを規定しています。

【解説】

- ・ 法第 244 条の 2 第 10 項により、普通地方公共団体の長は指定管理者に対し当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるとされています。法第 244 条の 2 第 11 項により、年度の途中において指定の取り消し、又は業務の停止を受けた場合も同様です。

(指定の取消しの告示)

第13条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、指定を取り消した場合等、告示により周知することを規定しています。

【解説】

- ・ 指定管理者の指定を取り消した場合に、告示する事項を定めています。

(選定の制限)

第14条 市長は、前条の規定による告示を行った指定管理者については、第6条第1項の規定による次回の指定管理者の候補者としての選定を行うことができない。

【趣旨】

- ・ 本条は、指定管理者の候補者の選定について、制限を規定しています。

【解説】

- ・ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定の取り消し、又は業務の停止を受けた指定管理者に対し、次回の指定管理者の候補者として選定することはできません。

(開館時間)

第15条 センターの開館時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

【趣旨】

- ・ 本条は、センターの開館時間を規定しています。

【解説】

<第1項関係>

- ・ センターの開館時間を定めるとともに、指定管理者が開館時間を一時的に変更する場合は、相当の理由があり、かつ市長の承認が必要であることを定めています。

<第2項関係>

- ・ 市長は、必要と認める場合に開館時間を一時的に変更できることを定めています。

(休館日)

第16条 センターの休館日は、月曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更することができる。

【趣旨】

- ・ 本条は、センターの休館日を規定しています。

【解説】

<第1項関係>

- ・ センターの休館日を定めるとともに、指定管理者が休館日を一時的に変更する場合は、相当の理由があり、かつ市長の承認が必要であることを定めています。

<第2項関係>

- ・ 市長は、必要と認める場合に休館日を一時的に変更できることを定めています。

(使用の承認)

第17条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。この場合において、特別な設備等を設け、又は既存の設備等を使用するときは、その旨を申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

【趣旨】

- ・ 本条は、センターの使用の手続等について規定しています。

【解説】

<第1項関係>

- ・ センターを使用しようとする者はあらかじめ指定管理者に申請をし、承認を受ける必要があります。(申請には、センターに設置してある「コミュニティセンター使用申請書」を使用します。)
- ・ 使用者がセンターに設備等を設けたり、照明・トイレ・空調機器等通常使用する設備以外の設備等を使用するときは指定管理者に申し出が必要です。

<第2項関係>

- ・ 指定管理者は、センター使用の承認をする場合には、管理上必要な条件を付することができます。

(使用の不承認)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による使用の承認をしない。

- (1) センターの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利のみを目的として使用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他指定管理者が管理上その使用を不相当と認めるとき。

【趣旨】

- ・ 本条は、指定管理者が使用の承認をしない行為等を規定しています。

【解説】

- ・ 指定管理者は、使用しようとする者が第1号から第5号のいずれかに該当するときは使

用の承認をしません。第3号については施設使用料、材料費、講師交通費相当の会費や月謝等の徴収を禁止するものではありません。

(使用承認の取消し等)

第19条 指定管理者は、第17条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又はその使用を中止若しくは変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 使用の申込みに偽り又は不正があったとき。
- (2) 第17条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 使用の承認後前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 天災等により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (6) その他指定管理者が管理上支障があると認めたとき。

【趣旨】

- ・ 本条は、指定管理者が使用承認の取り消し等を行うことができる旨を規定しています。

【解説】

- ・ 使用者が第1号から第6号のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、使用者に対して使用の承認の取り消し、中止、又は変更をすることができます。その場合指定管理者は使用者に生じた損害を負わないことを定めています。

(入館の拒否等)

第20条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者、施設等を損傷し、又は滅失するおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

【趣旨】

- ・ 本条は、指定管理者がセンターを適正に管理するためにとることができる措置を規定しています。

【解説】

- ・ 指定管理者は①他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者②施設等を損傷し、又は滅失するおそれがある者③その他管理上支障があると認められる者のいずれかに該当す

る者の入館を拒み、又は退館を命ずることができます。

(目的外使用等の禁止)

第21条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、使用にあたっての禁止事項を規定しています。

【解説】

- ・ センターは承認を受けた目的以外で使用することはできません。また、承認を受けたセンター使用の権利の第三者への譲渡、又貸はできません。但し、使用の承認を受けた者を含む複数のサークル等による合同での使用を制限するものではありません。

(使用料)

第22条 使用者は、別表第2に定める使用料を、大和市証紙条例(昭和47年大和市条例第13号)第2条に規定する方法により、納めなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、使用料の支払い方法を規定しています。

【解説】

- ・ 使用者は施設使用料を、コミュニティセンター使用申請書にコミュニティセンター証紙を張り付ける方法で納めなければなりません。コミュニティセンター証紙は市の指定を受けた売りさばき人から購入できます。売りさばき人の所在については、市ホームページや各センターで確認できます。

<関連規程>

- ・ 大和市証紙条例第2条
- ・ 大和市証紙条例施行規則第13条

(使用料の減免)

第23条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

【趣旨】

- ・ 本条は、使用料の減免について規定しています。

【解説】

- ・ 市は、大和市コミュニティセンター設置条例施行規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、施設使用料を減免することができます。減免されるためには、コミュニティセンター使用料減免申請書を市長に提出し、減免の決定を受ける必要があります。

<関連規程>

- ・ 大和市コミュニティセンター設置条例施行規則第7条、第8条

（使用料の不還付）

第24条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

【趣旨】

- ・ 本条は、使用料の還付について規定しています。

【解説】

- ・ 市は、市長が特に必要と認めた場合に限り、納付済みの証紙を使用者に返還できます。市長が特に必要と認めた場合とは、規則で「使用者の責めによらない理由によりセンターを使用することができなくなった場合」と定められており、天災、施設等の不調によってセンターを使用できなくなった場合等が該当します。
- ・ 使用の7日前までの取り消しの際も、納付済みのコミュニティセンター証紙を返還します。
- ・ 使用者の証紙の現金による還付は、大和市証紙条例第7条の定めにより、市長がやむをえないと認める場合に限り、手数料10%+消費税を市に支払い、還付を受けることができます。

<関連規程>

- ・ 大和市コミュニティセンター設置条例施行規則第10条

(原状回復の義務)

第25条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第19条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の中止を命ぜられたときも同様とする。

【趣旨】

- ・ 本条は、施設等の原状回復等について規定しています。

【解説】

<第1項関係>

- ・ 指定管理者は指定期間の満了、期中の指定の取消又は停止を問わず、指定管理終了時に施設等を指定管理の指定の日の状態に戻さなければなりません。ただし、市長の承認を得たときはこの限りではありません。

<第2項関係>

- ・ 使用者は使用終了時に、施設等を使用前の状態に戻さなければなりません。使用の承認の取り消し、中止を命じられたときも同様です。

(損害賠償義務)

第26条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

【趣旨】

- ・ 本条は、施設等に損害等を及ぼした場合の賠償責任について規定しています。

【解説】

- ・ 施設等の損傷又は滅失による損害は故意、過失を問わず、原因者が損害賠償責任を負います。ただし、原因者が賠償責任を免れる特別な事情があると市が認めた場合に限り、損害賠償義務の全部又は一部を免れます。

(個人情報の取扱い等)

第27条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例(平成15年大和市条例第22号)の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及びセンターの業務に従事している者は、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

【趣旨】

- ・ 本条は、個人情報の取扱い、保護について規定しています。

【解説】

<第1項関係>

- ・ 個人情報の情報管理について指定管理者がなすべき必要な措置は、別にセンター各館の「業務の個人情報の保護に関する規程」で定めています。

<第2項関係>

- ・ 指定期間の期中、終了後を問わず、センターの管理業務従事者が職務において知り得た事項を漏えいすることを防止するためのものです。

<関連規程>

- ・ 大和市個人情報保護条例

(情報公開)

第28条 指定管理者は、大和市情報公開条例(平成12年大和市条例第19号)の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、指定管理業務の内容について情報を公開することを規定しています。

【解説】

- ・ 指定管理業務の内容については、秘匿することなく積極的に公開することとし、指定管理者がなすべき必要な措置は、別にセンター各館の「情報の公開に関する規程」で定めています。

<関連規程>

- ・ 大和市情報公開条例

(委任)

第29条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

- ・ 本条は、委任について規定しています。

【解説】

- ・ 本条例の施行の際に必要な規程として、「大和市コミュニティセンター設置条例施行規則」を定めています。